

2014 年 8 月 1 日

(株)東京環境測定センターニュース

(No. 181)

1. 労働安全衛生法施行令の一部が改正される見込みです。

〈主な改正点〉

1. ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト (DDVP)

「特定化学物質(第 2 類物質)」のうち「特定第 2 類物質」に追加
特化則の適用業務は、「成形・加工・包装の業務」に限定

2. クロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、
スチレン、1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、
メチルイソブチルケトン

上記 10 物質

「特定化学物質(第 2 類物質)」のうち、「特別有機溶剤等(旧エチルベンゼン等)」に
追加(これに伴い、有機溶剤から削除。)

適用業務は、「有機溶剤業務」に限定

平成 26 年 8 月中旬公布 (予定)

平成 26 年 11 月 1 日施行 (予定)

ただし、一部の規定については必要な経過措置を定める。

2. 労働安全衛生法の改正 (平成 26 年 6 月) がありました。

以下の項目について順次、政令で詳細が規定され実施されていく予定です。

〈主な改正点〉

1. 640 の化学物質についてリスクアセスメント実施の義務化

2. ストレスチェックの実施義務化

3. 受動喫煙防止措置の努力義務化

4. 重大労働災害を繰り返す企業に対し、大臣の指示・勧告・公表制度の導入

5. 規模の大きい工場等で建設物、機械等の設置、移転等を行う場合の事前届出廃止

6. 電動ファン付呼吸用保護具の形式認定・譲渡制限対象化

7. 外国に立地する機関の検査・検定機関としての登録制度

センター設備紹介 (Vol. 35)

GC-2014 (FID) FID付ガスクロマトグラフ



この装置は、主に作業環境測定における有機溶剤及び特定化学物質の分析に使用しています。

有機溶剤及び特定化学物質を採取する方法の一つに、固体捕集法という活性炭やシリカゲルに対象物質を吸着させる方法があります。

これらの方法で採取させた対象物質を溶剤で脱着し、その脱着液をガスクロマトグラフに注入し分析します。また、この装置はオートサンプラ付なので、脱着液を自動でガスクロマトグラフに注入することができ、一度に 150 検体を無人で連続運転（測定）出来る事が大きな特徴です。

御質問、問合せは、技術グループ 課長 坂井 TEL03(3895)1924 までお願いします。